

平成三十年十二月十一日受領
答 弁 第 九 六 号

内閣衆質一九七第九六号

平成三十年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員白石洋一君提出農業委員会の法的位置づけと予算確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員白石洋一君提出農業委員会の法的位置づけと予算確保に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「コーディネーターとしての役割」については、平成三十年十一月二十七日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「農地中間管理機構がその本来の機能を発揮するため、農地中間管理事業の五年後見直しにおいて、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構とが一体となって推進する体制を構築」することとし、地域における農業者等による協議の場の実質化の観点から、「話合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する」こととしているところである。

二について

お尋ねの「農業委員会交付金」、「農地利用最適化交付金」及び「機構集積支援事業」の予算に係る「平成三十一年度の措置方針」については、予算編成過程において検討していく考えである。